

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名：大旺新洋株式会社

業者の住所：高知県高知市仁井田 1 6 2 5 - 2

2 指名停止措置期間：令和 7 年 1 月 9 日から令和 7 年 2 月 8 日まで（1 か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

大旺新洋株式会社及び同社使用人は、高知県高知土木事務所発注の「港改修（社総重）第 01-01-5 号 高知港改修（重要）工事」において、港則法違反により公訴を提起された。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指停止措置要領 付表第 2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 付表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内